第

3 4 5 0

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 2月 7日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 遺産取得課税

A:相続人が実際に取得した遺産の額によって課税するというものです。

【解説】

現行の相続税は、法定相続分課税方式によって計算することとされています。

法定相続分課税方式とは、相続税の課税価格から基礎控除額を差し引いた残額を法定相続分で按分し、その按分した額にそれぞれに相続税率を乗じて相続税額を算出した後、その総額を実際に相続人が取得した遺産の相続割合で按分して各相続人の税額を算出するもので、相続税額の総額は変わらないという特徴を持っています。

これに対して、遺産取得課税方式とは、相続人が実際に取得した遺産額に応じて課税を行なうというもので、遺産分割方法によっては相続税額が変わるという特徴を持っています。

改正に際しては、基礎控除額や方式、相続 税率などが抜本的に見直しされると思われま すが、分割の仕方によっては相続税額の総額 が変わることもあるやもしれませんので注意 しておく必要があるでしょう。







